

## 柏都市計画生産緑地地区の変更

生産緑地地区は、市街化区域内において農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定しています。

生産緑地地区として指定された農地等は、行為の制限を受けます。

しかし、生産緑地地区の指定後30年、または、農業の主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能な故障等があった場合、土地所有者は市町村長に対し、生産緑地法第10条の規定により、買い取り申し出をすることができます。

この買い取り申し出が行われ、地方公共団体等で買い取りができない等により、申し出後3ヶ月以内に所有権が移転しない場合は、同法第14条の規定により、行為の制限が解除されます。

今回の案件は、以上の買取申出による変更に加え、次のような理由から都市計画の変更を行うものです。

なお、生産緑地地区の都市計画の変更は、今回で20回目となります。

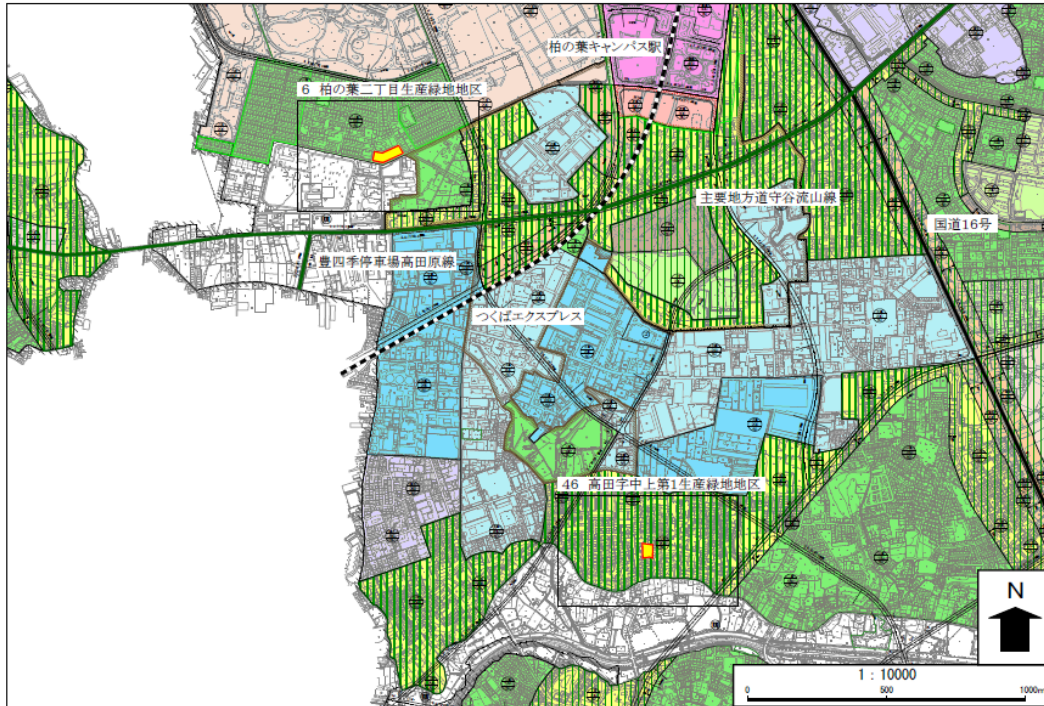
- 1 買い取り申し出による行為制限の解除に伴う変更
- 2 生産緑地地区の一部が公共施設等の敷地に供され、生産緑地としての機能が失われたため、一部廃止するもの
- 3 柏市防災協力農地の生産緑地地区への追加
- 4 測量による地積の確定に伴う変更
- 5 土地区画整理事業による仮換地指定及び使用収益開始に伴う変更

### ◎変更理由別生産緑地番号一覧表

変更理由等		生産緑地番号	備 考
買取申出による行為制限の解除に伴う変更	一部廃止	201号, 453号	453号から659号に分割
	全部廃止	6号, 46号, 89号, 90号, 375号, 376号	
公共施設等の敷地に供されたことによる変更		36号, 423号, 503号	
柏市防災協力農地による追加指定		345号, 655号	345号から655号に統合
仮換地指定及び使用収益開始に伴う変更		392号, 393号, 407号, 408号, 410号, 645号, 658号	393号から658号に分割

柏都市計画生産緑地地区の変更について（柏市決定） 位置図①

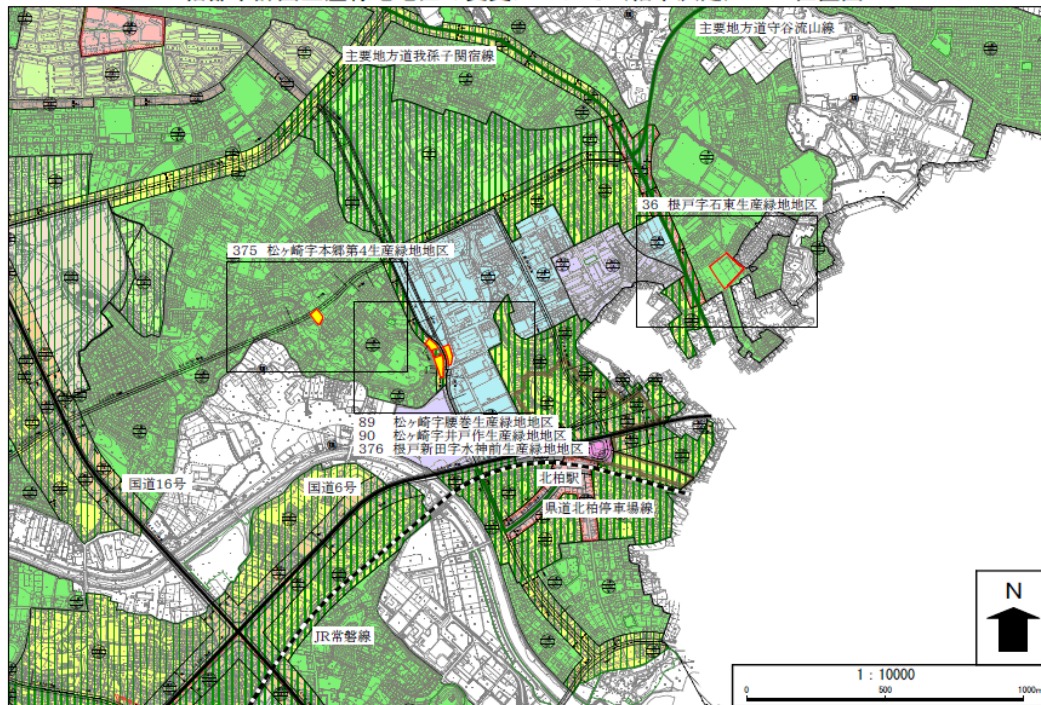
柏都市計画生産緑地地区の変更について（柏市決定） 位置図



縮尺：フリー

柏都市計画生産緑地地区の変更について（柏市決定） 位置図②

柏都市計画生産緑地地区の変更について（柏市決定） 位置図



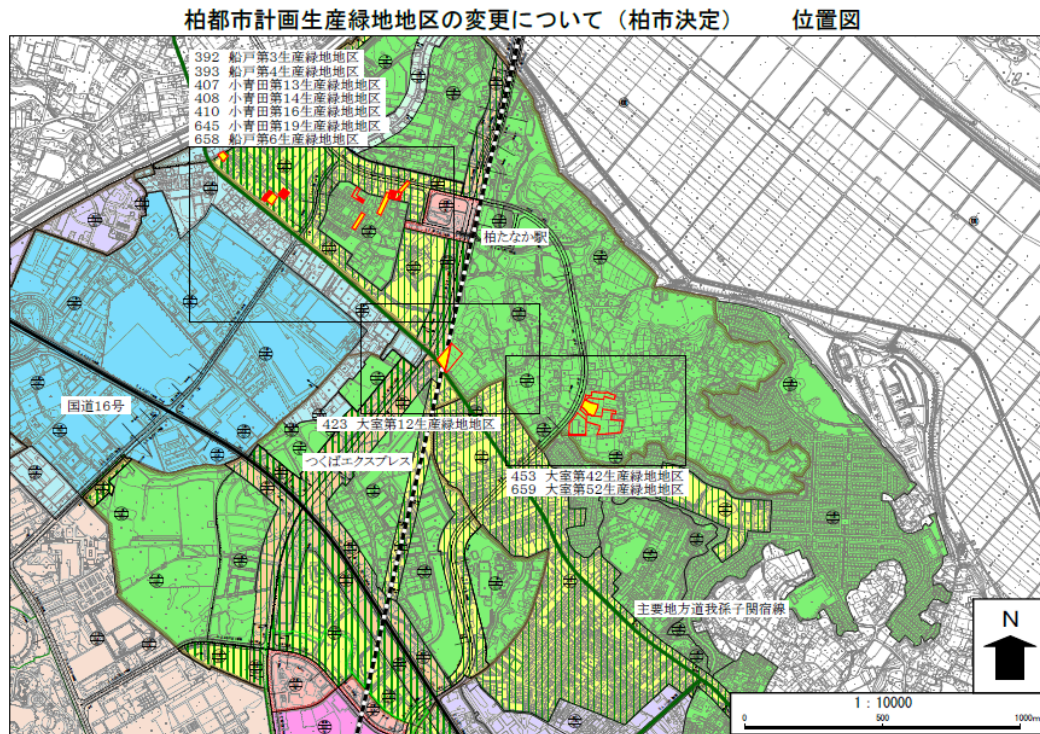
縮尺：フリー





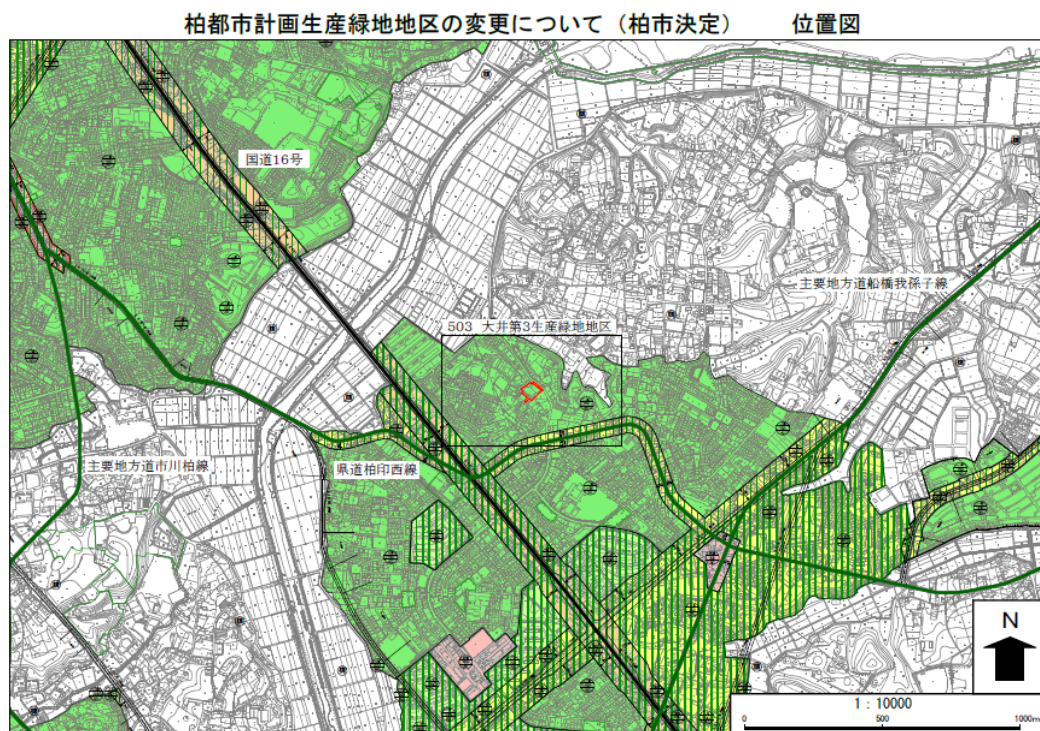


柏都市計画生産緑地地区の変更について（柏市決定） 位置図⑤



縮尺：フリー

柏都市計画生産緑地地区の変更について（柏市決定） 位置図⑥



縮尺：フリー